

取引適正化・料金透明化に向けた行動指針

株式会社和田エネルギーは、2024年4月2日公布の液化石油ガス法に明文化された「取引の適正化・料金透明化」に関する省令及びガイドライン等の内容を真摯に受け止め、以下の行動指針によりLPガスの販売を行います。

《自主取組宣言》

1. お客様との信頼関係の構築

株式会社和田エネルギーは、保安の確保、安定供給を図りながら、お客様の不利益となるような営業活動はせず、お客様のニーズに合った生活提案を行います。特に以下の3点に掲げる規制に関して留意して遵守することで、お客様との一層の信頼関係構築に努めます。

① 過大な営業行為の制限

- ・正常な商習慣を超えた設備貸与等の営業活行為を行いません。
- ・お客様の自由なLPガス事業者の選択を阻害するような契約締結は行いません。

② 三部料金制の徹底

- ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、料金の透明化を図ります。

③ LPガス料金の情報提供

- ・賃貸住宅等の入居希望者に対しては、オーナー様、不動産管理会社様等を通じ、入居前に料金情報を提供するよう努めます。

2. その他の関係者との信頼関係の構築

株式会社和田エネルギーは、自社従業員の教育を徹底し実践するとともに、全ての関係者に対して本宣言の内容を理念として明示し、信頼関係の構築を図ります。

併せて、従業員を含む全ての関係者に対して、液化石油ガス法について、周知・説明を行うことで法令遵守の理解と知識を深め、信頼関係の基盤及び管理体制を構築致します。

3. 社会への貢献

株式会社和田エネルギーは、LPガスの社会的重要性と役割を再認識したうえで、災害時対応における優位性を活かし、さらに防災、減災を視野に入れた安定したLPガス供給を通じて地域社会の持続可能な発展に貢献するよう努めます。

2024年 6月18日
株式会社 和田エネルギー